

（一）原文

天君有教言、「此人先時有承負、敕神爲解除收藏、未藏者爲藏之。」大神言「此人貧厄空虛日久、恐不自全、得天君腹心、乃^①令神收藏、前之敕拜謝受恩、雖日月未至諸、先時一月令知之。」天君言「下所部神將士衆甲中、勿失時以藏、爲作姓名、令地主敬慎、使有神靈往來、有欲從願、所求聽之。」

対校：『太平經』110 大功益年書出歲月戒 179（以下『經』）

大神言「已算計諸神所假稟、常以八月晦日、錄諸山海陵池通水河梁淮濟江湖所受出入之簿各分明。天君有所勞賜有簿署、天君前自復數通藏金室署、有心之人令主天君所問、輒當承所教、宜日夜不解、屬主室之人勿失所索部、別令可知應得有心之人、須以定錄簿。當有使神主爲計名諸當上下、先時百日皆文上勿有失脫。如有文書不相應、計曹不舉者并坐。先敕令勿犯神書、言此書出後、三歲八月、乃示俗人、如有道信人者、大可示之。」

天君有教言「此人先時有承負、敕神爲解除、收藏、未藏者爲藏之。」大神言「此人貧厄空虛日久、恐不自全、得大君腹心、乃^①令神收藏不藏者、其主未藏者時、恐不如所言也。前^②乞敕拜謝受恩、雖日月未至、諸先時一月令知之。」天君言「下所部神將士衆田地中、勿失時以藏、爲作姓名、令地主敬慎、使有神靈往來、有欲從願、所求聽之。有信之、後宜慎也。」

① 乃令神收藏： 經「乃令神收藏、不藏者、其主未藏者時、恐不如所言也。」

▽② 前之敕拜謝受恩： 經「前乞敕拜謝受恩」。合校云「鈔譌作『之』」、從經。

▽③ 下所部神將士衆田地中： 經「下所部神將士衆田地中」、從經。

※ 「▽」經に従い字句を改める 「*」字句の改変はしないが、重要な相違とみなす

書き下し

天君に教言有り。「此人、先時に承負有らば、神に敕して爲に解除し、收藏の未だ藏せざる者は爲に之を藏せ。」大神言へらく「此の人は貧厄空虛たること日に久しく、恐らく自らを全うせず、天君の腹心を得れば、乃ち神をして收藏せしむ、前に敕を乞^{（之）}ひて拜謝し恩を受くるに、日月未だ諸れに至らずと雖も、先時一月には之を知らしめん。」天君言えらく「部する所の神將士衆の田^{（甲）}中におけるに下す、時を失ふこと勿く以て藏し、爲に姓名を作り、地主をして敬慎せしめ、神靈の往來有らしめ、願いに從はんと欲する有らば、求むる所は之を聽け。」

日本語訳

天君より教言があつた。「このような人（前段の「有心之人」または「有道信人」）に以前からの承負の災いがある場合は、諸神に命じてそれを解除し天界の名簿に名を収めよ。まだ収められていないければ収めよ。」大神は言つた。「この類の人は長いこと貧窮にあえぎ蓄えもないため、自分の力だけではその寿命を全うできないであろう。天君からの厚い信頼を得たので、諸神に命じて彼らの名を名簿に収めよう。先に天君の勅を求め、結果その大恩をかたじけなくした以上、処置の期日にはまだ早いが、一月前にはそのことを知らしめよ。」天君は言つた。「各部署の諸神とその管轄下にあり田地に暮らす士衆に命を下す。名簿に収める時機を失することなく、その姓名を記録し、土地神にも敬意と慎みを払つてもらい、神靈の往来もあるようにせよ。願いに従おうとする場合は、

その求めに対してはこれを聞き入れよ。」

注

・教言

經 114 不用書言命不全訣¹⁹⁹ 「上下有期、得當行使以時還。亦不可自在、迫有尊卑。各相爲使、各有簿領、各有其職、宜有其心、持志不違、明其所爲。各見其功、各進所知、無有所私、動輒承教、不失教言。而精進趣志、常有不息、得敕乃止。是生神之願、輒有符傳以爲信行。」

・收藏

經 110 大功益年書出歲月戒¹⁷⁹ 「大神言。『已算計諸神所假稟、常以八月晦日、錄諸山海陵池通水河梁淮濟江湖所受出入之簿各分明。天君有所勞賜有簿署、天君前自復數通藏金室、署有心之人、令主天君所問、輒當承所教、宜日夜不解、屬主室之人勿失所索部、別令可知應得有心之人、須以定錄簿。』」

經 35 興善止惡法⁴³ 「夫天將興雨、必先有風雲、使人知之。所以然者、欲樂其收藏也、所以先示者、樂其爲善者日興、爲惡者日止也。」

・天君腹心

鈔 乙部・和三氣興帝王法 「元氣有三名、太陽・太陰・中和。形體有三名、天・地・人。天有三名、日・月・星、北極爲中也。地有三名、爲山・川・平土。人有三名、父・母・子。治有三名、君・臣・民、欲太平也。此三者常當腹心、不失銖分、使同一憂、合成一家、立致太平、延年不疑矣。」⁽⁸²¹⁾

經 110 大功益年書出歲月戒¹⁷⁹ 「往昔有是人、天右哀之、近在左右。今見在視事久遠、多知慮、所言所語、無不得天君腹心者。且爲之爲、生伏地泣出而言、被敕覺寤、迺以先古有心忠誠、進在所知、無不包懷聞之、何敢比望先之人乎？」

・所部神

經 110 大功益年書出歲月戒¹⁷⁹ 「惟上古之道、修身正己、不敢犯神靈之所記、迺敢求生索活於天君、不敢自恣、恐不全。日念生、意與神爲臣、表其類也。欲得盡忠直之言、與諸所部主者之神、各各分明是非、迺敢信理曲直耳、何日有忘須臾之間。」

(二) 原文

來事、遠惡趣善、不犯所禁、復得見天道所師化、無不從之化者、故使人主爲作羽翼、開導頭尾、成其所爲城郭、卓然可知。知上及大化、并理元氣、復知人事。是亦有祿有命之人、皆先知之、隨人化可得延之期、天亦愛之。善神隨護、使不中惡。心使見善、惡者不得以爲比等。故天重善、使得從願、不侵不剋如其平、殊能過善、天復增其命年、不危陷是非大恩也。當報何疑、前有大善、所行合天心意、近之左側、惡氣不來。不敢視之、延命無窮、是恩難報、報之不以珍奇。但寫心歸誠、自實有信、不負所言、是爲有報、爲報爲知不乎？

対校：經①大功益年書出歲月戒¹⁷⁹

來事、遠惡趣善、不犯所禁、復得見天道所師化、無不從之化者。故使人主爲作羽翼、開導頭尾、成其所爲城郭、卓然可知。知上及大化、并理元氣、復知人事。是亦有祿有命之人、皆先知之、隨人化可得延之期、天亦愛之。善神隨護、使不中惡。心使見善、惡者不得以爲比等。故天重善、使得從願、不侵不剋如其平、殊能過善、天復增其命年、不危陷是非大恩也。當報何疑、前有大善、所行合天心意、近之左側、惡氣不來。不敢視之、延命無窮、是恩難報、報之不以珍奇。但寫心歸誠、自實有信、不負所言、是爲有報、爲報爲知不乎？

* ① 來事：經「有豫知來事」

② 卓然可知：經「卓然可知」

▽③ 惡者不得以爲此等： 經「惡者不得以爲比等」、從經。

④ 殊天復增其年： 經「殊能過善、天復增其命年」

⑤ 會此大恩也： 經「不危陷是非大恩也」

⑥ 報之非以珍琦： 經作「報之不以珍奇。」

⑦ 自實信： 經「自實、信」

⑧ 是爲報也： 經「是爲有報」

書き下し

來事、惡を遠ざけ善に趣き、禁ずる所を犯さざれば、復た天道の師化する所を見るを得、之が化に從はざる者無し。故に人主をして爲に羽翼を作り、頭尾を開導し、其の爲す所の城郭を成さしむること、卓然として知る可し。知は上大化に及び、并せて元氣を理め、復た人事を知る。是れ亦た祿有り命有るの人、皆先に之を知れば、人化の延ばすを得べきの期に從ひ、天も亦た之を愛す。善神隨護し、惡に中らざらしむ。心に善を見せしめ、惡なる者は以て比「此」等たるを得ず。故に天は善を重んじ、願いに從ふを得しめ、侵さず剋さざること其の平なるが如ければ、殊にして、天復た其の年を増し、此の大恩に會す。之に報いるは珍琦を以てするに非ず。但だ心を寫くして誠に歸し、自ら實に信にして言ふ所に負かず、是れ報たり。

日本語訳

（あらかじめ）未來の事（を知り）、惡を遠ざけ善に向かい、禁忌を犯さぬようすれば、また天道の教化に巡り会うことができ、皆がその化に必ず沿する。故に、俗世の君主に自らの輔翼者を備え、全ての人々を教え導かせることで、彼の作る城郭が（真に）完成すると、はつきり分かる。その知が天上の大きいなる教化にまで及び、あわせて元氣を治めれば、さらに人間世界の様々な事も知るに至る。これもまた天界の祿位と長生の命を有する人であつて、彼らはみなあらかじめ知り、人の教化によつて延ばすことのできる寿命に從い、天も彼らを愛する。善神が付き従つて守護し、惡に出会わせない。心は善ばかりを見せ、惡は（善の）相手になりえない。故に天は善行を重んじ、その願いが実現できるようにする。他者を犯さず征服せず、まるで平らかな地のごとく高低を付けないあり方を保てば、特に優れているため、天はさらにその者の寿命を増すという、この大恩に出会うこととなる。この恩に報いるため、珍奇なモノ・コトを必要とはしない。ただただ真心をあらわにして誠に歸し、本当に嘘偽りないもので、自らの言葉にそむかない。これこそが眞の報恩である。

注

・來事

經50葬宅訣76 「欲知地效、投小微賤種於地、而後生日興大善者、大生地也；置大善種於地、而後生日惡者、是逆地也；日衰少者、是消地也。」：欲知其審、記過定事、以效來事、乃後真偽分別。」

・師化

經110大功益年書出歲月戒¹⁷⁹ 「大神言：『此人自師化迺如是、何憂無蒙保者邪？』」

・羽翼

『漢書』40張良伝 「（漢十二年）四人爲壽已畢、趨去。上目送之、召戚夫人指視曰：『我欲易之、彼四人爲之輔、羽翼已成、難動矣。呂氏真乃主矣。』戚夫人泣涕。」

・開導頭尾

經 110 大功益年書出歲月戒 179 「大神乃開導大分明、生等比衆多、獨見異、使有開思、是恩極重、何時教大神乎？」

・理元氣

經 42 九天消先王災法 56 「夫人者、迺理萬物之長也。其無形委氣之神人、職在理元氣；大神人職在理天；真人職在理地；無形委氣之神人與元氣相似、故理元氣。」

・有祿有命之人

經 111 有德人祿命訣 181 「壽命有期、直聖得聖、直賢得賢、是天常法、祿命自當、或出神仙。」

・善神隨護

經 114 九君太上親訣 193 「天善其善也、乃令善神隨護、使不中邪。天神愛之、遂成其功。是身行所致、其人自不貪世俗大營財物。」

・比等（此等）

經 112 貪財色災及胞中誠 185 「先古之人、萬無一人相得、其貪財色、不顧有患、災及胞中、不見日月星、何惜痛乎！自遺不完、命與土連、窮哉此人、亦有比等、草木禽獸亦然。」

・天重善

經 112 七十二色死尸誠 186 「天神部上死亡、減年減人世、不可詳念、重其善、致善、惡自歸其身。」

・寫心歸誠

向秀「思舊賦」（文選）16）「停駕言其將邁兮、遂援翰而寫心。」李注「毛詩曰：我心寫兮。」

『毛詩』南有嘉魚之什・蓼蕭「蓼彼蕭斯、零露湑兮、既見君子、我心寫兮。」

（三）原文

天上見善事當藏匿不與吉凶所致人。

惟與大聖德之人、乃承元氣自然精光相感動、乃爲大神。悉知當所施、輒當天意、不失其元氣之志。

常行上爲大神輔相、如國有公卿、心知大神之指曆文書相通、上章各有稱舉、宜得其人使可保、有言

事輒用、天君以事更明、而得書輒下無失期、輒得朝上之恩。

大聖當知天君所當施行之事、安得有失乎。世人不知、以爲如民長吏、安能知詔書所當道下文乎。天上之事、音聲遙相聞、安得有隱也。此在自然之中相檢、如此天君日夜預知、天上地下中和之間大小乙密事、悉自知之。諸神何得自在乎。故記首尾善惡、使神疏記。天君親隨月建昇斗綱傳治、不失常意、皆修正不敢犯之。故言天遣心神在人腹中、與天遙相見、音聲相聞、安得不知人民善惡乎。天君言、有善信舉之、無善信下之、不但天上欲得善信人也、中和地下亦然。人不深知當來之事、故使有心者志久、志久與大神同路、是天之所近。比如國有忠臣良吏、不離左側。但人不信天、天何信人有二心乎。

對校：經 111 大聖上章訣 180

* 惟始大聖德之人、乃承元氣自然精光相感動、乃爲大聖。悉知當所施、輒如天意、不失其元氣之志。常行上爲大神輔相、如國有公卿、心知大神之指曆文書相通、上章各有薦舉、宜得其人、使可保有言事、輒用天君以事、更明堂得書、輒下無失期、輒得朝上之恩貸。自天君曰、不詆朝廷旨、請寄之人、文書所上、皆自平均、無有怨訟者。各自身受恩分、賞罰有差、何有分爭者乎？大聖先知、天君所當施行之事、安得有失乎？俗人不知、以爲如民長吏、安能知詔書所當道下文乎？天上之事、音聲遙相聞、安得有隱也。此在自然之中相檢、何有脫時乎？天君日夜預知、天上地下中和之間、大小乙密事、悉自知之。諸神何得自在乎？故記首尾善惡、使神疏記。天君親隨月建昇斗綱傳治、不失常意、皆修正不敢犯之。故言天遣。心神在人腹中、與天遙相見、音聲相聞、安得不知人民善惡乎？天君言、善信舉之、惡無信下之、不但天上欲得善信人也、中和地下亦然。人不深知當來之事、故使有心志之久、久與大神同路、是

天之所近。比如國有忠臣良吏、不離左側。但人自不信天、天何時當信有「一心之人乎？」

▽① 天上見善事當藏匿不與吉凶所致人。：

經無此文。合校云「係本卷末篇篇旨。」經111末尾（有心之人積行補真訣184之後）有「右天上見善事當藏匿與不吉凶所致」十五字。今從經改「不與」爲「與不」。合校云「人疑係文字之誤。」

今改「人」爲「文」。

*② 惟與大聖德之人： 經「惟始大聖德之人」

▽③ 乃爲大神： 經「乃爲大聖」、從經。

④ 輒當天意： 經「輒如天意」

▽⑤ 心知大神之指曆文書相通： 經「心知大神之指歷文書相通」、從經。

⑥ 上章各有稱舉： 經「上章各有薦舉」

⑦ 天君以事更明而得書輒下無失期： 經「天君以事更明堂得書輒下無失期」

⑧ 輒得朝上之恩： 經「輒得朝上之恩貸」

⑨ 大聖當知： 經「大聖先知」

⑩ 世人不知： 經「俗人不知」

⑪ 如此天君日夜預知： 經「何有、脫時乎、天君日夜預知」

⑫ 有善信舉之： 經無「有」字。

⑬ 無善信下之： 經「惡無信下之」

⑭ 故使有心者志久： 經「故使有心志之久」

⑮ 志久與大神同路： 經無「志」字

⑯ 但人不信天： 經「但人自不信天」

⑰ 天何信人有二心乎： 經「天何時當信有二心之人乎」

書き下し

天上は善事を見るも、當に藏匿すべきかいなかは、吉凶の致す所たるの文「人」。

惟れ大聖徳に與かるの人、乃ち元氣自然精光を承けて相感動し、乃ち大聖（神）と爲る。悉く知當に施すべき所を知り、輒ち天意に當たり、其の元氣の志を失はず。常に行ふに上大神の輔相となること、國に公卿有るが如く、心に大神の指を知り文書を歷（曆）て相通じ、上章に各の稱舉有れば、宜しく其の人を得て保つ可からしむ。言事有らば輒ち用い、天君は事を以て更に明らかにして書を得れば、輒ち下して期を失ふこと無く、輒ち朝上の恩を得。

大聖當に天君當に施行すべき所の事を知るべし、安んぞ失うこと有るを得んや。世人は知らず、以て民の長吏の如きと爲せば、安んぞ能く詔書の當に道りて文を下すべき所なるを知らんや。天上の事、音聲もて遙かに相聞こゆれば、安んぞ隠すこと有るを得んや。此れ自然の中に入りて相檢す、此の如きは天君日夜預め知る、天上・地下・中和の間、大小乙密の事も、悉く自ら之を知る。諸神何ぞ自在たるを得んや。故に首尾善惡を記し、神をして疏記せしむ。天君親ら月建に隨ひて斗綱に昇りて傳治し、常意を失はざれば、皆修正し敢えて之を犯さず。故に天は心神をして人の腹中に入り、天と遙かに相見え、音聲相聞こえしむと言ふ。安んぞ人民の善惡を知らざるを得んや。天君言えらく、善信有らば之を擧げ、善信無ければ之を下す、但だ天上のみ善信の人を得んと欲するにあらず、中和地下も亦た然り。人深くは當來の事を知らず、故に有心の者をして志久しからしめ、志久しければ大神と路を同じうす、是れ天の近き所なり。比へば國に忠臣良吏有り、左側を離れざるが如し。但だ人天を信ぜず、天も何ぞ信人に二心有るを信ぜんや。

天上は人の善事を見（て救済する）が、その者の名を名簿に取めるかどうかは、吉凶神の役割であることを説く文。

大聖徳に関わる人は、元氣自然の精妙な光を身にうけて感應し、そうして大聖となる。大聖はごとごとく何を行うべきかを知り、それがいつも天意にかなつており、その元氣に基づく志を失わない。行いは常に天上にいます大神の輔相の役目を果たすが、それは国に公卿がいるのと同様である。心で大神の指示を把握し文書を用いて互いに通じ、上に人を推挙する場合は、その人選が適切で使い続けられる。大神が声をかけて指示した事はすぐに用い行う。天君は諸事にますます明らかとなり、指示の文書を得ればすぐに部下に下して期を失うことがない。このため、そのたびに天上に朝謁する恩恵を享受する。

大聖は、天君が実施しようとする事を把握しておかねばならず、失敗は許されない。しかし、世人はそれを知らず、大聖のことを民を治める役人程度だと思っており、天からの詔書がここを経由して地上世界に下る重要な役割にあることなど知らない。天上の事は音声によつてはるか彼方から聞こえてくるもので、隠しようがない。これはその過程において自然と確かめられる。このようにして天君は日夜前もつて知るため、天上・地下・中和の間における大小の微妙緻密なる事柄について、自然と全てを把握している。このため諸々の神は好き勝手にはできない。故に一連の善惡を記録し、神にそれを個条書きにさせる。天君は自ら北斗の柄の指す向きに従いその教えを伝えて世を治め、基本理念を失うことなく、（諸神は）みなその行いに修正を加えて逸脱しない。故に天が心神を人の腹中に留まらせた上で（時に）天とも出会い、互いにその声が聞けるようになっている、と言うのである。であれば、どうして人民の善惡を知らないということがあるうか。天君は言う。敬虔な信心有る者は救済の対象として名を挙げ、信心無き者は対象からはずすが、これは天上のみで信心ある者を得ようとしているだけではなく、中和・地下の両世界でも同様である。人は到来する物事を深く知ることはない。それ故、正しき心有る者はその志も長く持続し、長く持続すれば大神と歩む道を同じくする（と心がけよ）、これこそが天に近いことである。これは国に忠臣や良吏がいて、側近として側から離さないようなものである。しかし人が天を信じなければ、天がどうして二心有る人のことを信じようか。

注

・不與吉凶所致

經111 善仁人自貴年在壽曹訣182 「有性之人、自無惡意、雖有小惡、還悔其事、過則除解。有文書

常入之籍、惡者付下曹、善者自善、惡者自惡、吉凶之神、各各自隨所入、惡能自悔、轉名
在善曹中。善爲惡、復移在惡曹、何有解息？」

・元氣自然精光

「精光」→第四段「駕乘精氣爲天行事」注参照。

・心知大神之指歷（曆）文書相通

經114 有功天君救進訣198 「惟思古今有大誠信之人、各有效用、積功於天、乃敢自前。動作止進、未曾有小差之惡。常懷慈仁之施、布恩有惠、利於人衆。不有失小信、而不奉承天地、隨四時五行之指歷、助其生成、不敢有不成之意、而自危身、令不安。」

· 天上地下中和

經112 貪財色災及胞中誠¹⁸⁵ 「能自正為善，歷得復長，至誠所加，物有自然。致慎內外，陰陽之間，四時生成，無得毀焉。天上地下中和之間，皆自有主，為有知之人作相之法所抵，思生者與天道同願，惡者自亡年，可不慎哉？」

· 乙密

經110 大功益年書出歲月戒¹⁷⁹ 「大神言：『是皆實無欺而已、乃豫知天君意所施為者、為上第一之人、可在天君左側。有功勞賜賞、謙遜不敢盡受、益復竭盡筋力、用心乙密為大。故天君重復自面敕教人、是生之福也。所主衆多、平心為行、是自可矣。』」

『西昇經』深妙章第十四「老君曰：『道言深妙、經誠乙密。天地物類、生皆從一。子能明之、為知虛實。子若不照、顯之不別。』」

· 隨月建昇斗綱傳治

經69 天讖支干相配法¹⁰⁵ 「又天讖格法，東南為天斗綱、斗所指向，推四時，皆王受命。西北屬地，為斗魁，所繫者死絕氣，故少陰太陰土使得王，勝其陽者，名為反天地，故多致亂也。」

經109 兩手策字要記¹⁷⁷ 「天地者、主造出生凡事之兩手也。四時者、主傳養凡物之兩手也。五行者、主傳成凡物相付與之兩手也。男女夫婦者、主傳統天地陰陽之兩手也。師弟子者、主傳相教通達凡事文書道德之兩手也。君與臣者、主傳治理凡事人民諸物之兩手也。此有六事、纔舉其綱、見其始耳、不可勝書也。」

經118 天神考過拘校三合訣²¹¹ 「天地人有其事、象神靈、亦象其事法而為之。故鬼神精氣於人諫亦諫、常興天地人同時。是故神應天氣而作、精物應地氣而起、鬼應人治而鬥。此三者、天地中和之疾使、隨神氣而動作、應時而往來、絕洞而無間、往來難知處。故今天道傳治、與往古殊異、以今占古多不中、以古占今不復應。」

· 善信

甄鸞「笑道論」卷中·稱南無佛（『廣弘明集』九）「胡言南無。此言歸命。亦云救我。胡言憂婆塞。此言善信男也。憂婆夷者。云善信女也。」（147b25）

· 天遣心神在人腹中

經96 忍辱象天地至誠與神相應大戒¹⁵³ 「心神至聖、乃上白於日、日乃上白於天。故至誠於五內者、動神靈也。是故可不慎乎？」

· 不離左側

『漢書』63 武五子傳「（昌邑王劉賀）既即位、後王夢青蠅之矢積西階東、可五六石、以屋版瓦覆、發視之、青蠅矢也。以問（龔）遂、遂曰：『……陛下左側讒人衆多、如是青蠅惡矣。宜進先帝大臣子孫親近以爲左右。』」

（四）原文

白日昇天之人、求生有籍者、北極天君內簿、有數通。^①無心志之人、何因緣得上錄籍。^②早有心志之人、終得駕乘精氣、爲天行事乎。^③天地中和皆當從天恩得生、而反多不信、是罪之重者、何可望。^④天上諸神聞知乎、言「世人能自悔、不避晝夜、積有歲數、其人可原、白之天君。」言「人自責者、令有生籍之神移名壽曹、百二十使有續世、貧者令有子孫。^⑤天以滅絕者爲惡不止、轉更傷害物、故令絕之。」惟太上有德之人、各自有理、深知未然、^⑥自延福及子孫、況其身乎。

對校：經111大聖上章訣¹⁸⁰

當白日昇天之人、求生有籍著文北極天君內簿、有數通。^⑦無有心志之人、何因緣得著錄有姓名乎？彊學之人學之、得天腹心者、可竟天年。殊能思盡力有功效者、轉死籍之文、復得小生、何時當得駕乘精氣、爲天行事乎？是爲可知得書感心、泣出自責、言我同十月之子施行、獨不得上心意而在死伍之中、是行

何一不得上意、是我之過也。天地上中和皆當從天恩生、而反多不信、是罪之重也、何可望乎？天上諸神聞知言此、人自責自悔、不避晝夜、積有歲數、其人可原、白之天君。天君言、人能自責悔過者、令有生錄籍之神移在壽曹、百二十使有續世者、相貧者令有子孫、得富貴少命子孫單所以然者、富貴之人有子孫、家強自畜、不畏天地、輕以傷人以滅世、以財自壅、殺傷無數。故天不與其子孫、爲惡不息、安得與善而壽乎、此爲知不乎？大神遣小神下令、各受其命、長短之事從出、無所疑也。思之復思、書辭可知小大、念後有失脫之文、當疏記。

經111 有德人祿命訣 181

惟太上有德之人、各自有理、深知未然之事、照達上下、莫不得開。

- ① 白日昇天之人： 經「當白日昇天之人」
- ② 求生有籍者、北極天君内簿： 經「求生有籍著文、北極天君内簿」。
- ③ 無心志之人： 經「無有心志之人」
- ④ 何因縁得上錄籍： 經「何因縁得著錄有姓名乎」
- * ⑤ 早有心志之人、終得駕乘精氣、爲天行事乎： 經作「彊學之人、學之、得天腹心者、可竟天年。殊能思盡力、有功效者、轉死籍之文、復得小生、何時當得駕乘精氣、爲天行事乎」
- ⑥ 天地中和皆當從天恩得生： 經「天地上中和皆當從天恩生」
- ⑦ 是罪之重者、何可望： 經「是罪之重也、何可望乎」
- ⑧ 天上諸神聞知乎、言世人能自悔： 經「天上諸神聞知言此、人自責自悔」
- ⑨ 言、人自責者、令有生籍之神移名壽曹、百二十使有續世、貧者令有子孫： 經「天君言、人能自責悔過者、令有生錄籍之神移在壽曹、百二十使有續世者、相貧者令有子孫」
- * ⑩ 天以滅絕者爲惡不止、轉更傷害物、故令絕之。： 經文大異、作「得富貴少命子孫單所以然者、富貴之人有子孫、家強自畜、不畏天地、輕以傷人以滅世、以財自壅、殺傷無數。故天不與其子孫、爲惡不息、安得與善而壽乎、此爲知不乎。」
- ⑪ 深知未然： 經「深知未然之事」
- ⑫ 自延福及子孫、況其身乎： 經無此文

書き下し

白日昇天の人、生を求むるの籍有る者にして、北極天君の内簿にも數ば通ずる有り。心志無き人、何に因縁りてか上籍に録せらるるを得んや。早に心志有る人、終に精氣に駕乗して天の爲に事を行ふを得るかな。天地・中和も皆當に天恩に従ひて生ずるを得るも反つて多くは信ならず。是れ罪の重き者なれば、何をか望む可けんや。天上の諸神聞知して言えらく「世人能く自ら悔い、晝夜を避けず、積みて歳數有らば、其の人原す可くして、之を天君に白す。」言えらく「人の自責する者は、生籍の神、名を壽曹に移し、百二十にして世を續かしむること有らしめ、貧しき者には子孫有らしむ。天の以て滅絶する者は、惡を爲して止まず、轉た更に物を傷害するが故に之を絶えしむ。」惟れ太上有徳の人、各の自ら理有り、深く未然を知れば、自ら福を延ばして子孫に及ぼす。況や其の身をや。

日本語訳

白日昇天にふさわしい人は、長生を求める者として天上の名簿に記載された者であり、北極天君の内部文書にもしばしば記載が及んでいることがある。長生の志がない者が、どうして天上の名簿に記録されることがあろうか。（逆に）早くから志を持つ者であれば、最後にはその精妙な気に乘じて天のために事を行うことができるであろう。天地中和の間にある万物はみな天恩によつて生ず

ることができたのに、かえつて天を信じないことばかりであつたなら、これは重い罪にほかならぬわけで、どうして長生を望むことができようか。天上の神々は世のことを聞き知つて言う。「世の人々が昼も夜も自らの過ちを悔悟することができようか。天君に報告しよう。」（天君は）言う。「自らの罪を責め悔いる者には、寿命の記録を掌る神がそれを天君に報告しよう。」（天君は）言う。「自らの罪を責め悔いる者には、寿命の記録を掌る神がその名を長寿の部署に移し、百二十歳の寿命を与えるとともに子孫が絶えぬようにする。貧者には子孫を設けさせる。天が絶滅しようとするのは、悪事をなして止めず、さらに入を傷つける者であり、だからこのような者を絶やそうとするのである。」

この上なくすぐれた徳を備える人は、それぞれの理を備えており、未然のことを深く知ることができ。このため、自然とその福を子孫にまで及ぼすことができる。自らの身ならなおさらである。

注

・北極天君

經110 大功益年書出歲月戒¹⁷⁰ 「大神言：『是諸神共知、延者有命、錄籍有眞、未生豫著其人歲月日時在長壽之曹、年數且升、乃施名各通、在北極、眞人主之。變易骨體、身輕潤澤生光、時暮得藥、以成精華。所在化爲、無不成、出窈入冥、絲髮之間、何所不通。』」（鈔14b7）

・駕乘精氣爲天行事

宋玉「九辯」（楚辭卷八）「願賜不肖之軀而別離兮、放遊志乎雲中。乘精氣之搏搏兮、驚諸神之湛湛。」

顧歡「夷夏論」（『南史』75 隱逸傳上）「道經云：『老子入關之天竺維衛國、國王夫人名曰淨妙、老子因其晝寢、乘日精入淨妙口中、後年四月八日夜半時、剖左腋而生、墜地即行七步、於是佛道興焉。』此出玄妙內篇。」

鈔乙部「今故使男女大小老少賢不肖共集上書、爲帝王通達聰明、帝王比若中極星、默常居其處、而衆星共往奏事也。：一星不得、輒有絕氣、天行爲傷。夫星者、乃人民凡物之精光。故一人不得通於帝王、一星亦不得通也。」（10a9）

・壽曹

經111 善仁人自貴年在壽曹訣¹⁸² 「天君言：『聞知此人自責悔過、有歲數也。此本俗人耳、而自責過無解已、更爲上善人也。大神數往占視之、知行何如有善意、欲進者且著命年在壽曹、觀其所爲、乃得復補不足。』」

・百二十有續世

鈔乙部・解承負訣「上壽一百二十、中壽八十、下壽六十。百二十者應天、大歷一歲竟終天地界也。八十者應陰陽、分別八偶等應地、分別應地、分別萬物、死者去、生者留。六十者應中和氣、得六月遁卦。」（11b9）

・太上有德之人各自有理

經110 大功益年書出歲月戒¹⁷⁹ 「上德之人乃與天地之間、當化成之事、使各如願。：故使德人上知天意、教民作法、無失天心、育養長大、使得爲人。復知文理、行成德就、可上及天士。」